

心疾患領域検討部会設置要領

(設置目的)

第1条 滋賀県循環器病対策検討会設置要綱第3条の2の規定に基づき、心疾患対策の効果的な施策を推進するため部会を設置する。

(検討事項)

第2条 部会では、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 心疾患医療提供体制に関する事項
- (2) 心疾患医療連携に関する事項
- (3) その他、心疾患対策の取組の促進のために必要な事項

(組織)

第3条 部会に属する委員は、別表に掲げる機関等で構成する。

- 2 部会には、部会長を置くものとする。
- 3 部会長は会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 部会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 部会の議長は部会長があたる。

- 2 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の会議への出席および意見を求めることができる。
- 3 部会長は、運営上必要がある場合、ワーキンググループを置いて所掌事項の一部を所掌させることができる。

(事務局)

第5条 部会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課において処理する。

附 則 この要領は、令和3年4月7日から施行する。

別表

心疾患領域検討部会構成機関・団体

構成機関・団体	
1	滋賀県医師会
2	滋賀県薬剤師会
3	滋賀県看護協会（慢性心不全看護認定看護師・訪問看護師）
3	滋賀県栄養士会
4	滋賀県理学療法士会
5	滋賀県介護支援専門員連絡協議会
6	滋賀県消防長会
7	心臓リハビリテーションを代表する者
8	医療機関
	滋賀医科大学（循環器内科）
	滋賀医科大学（心臓血管外科）
	大津赤十字病院
	市立大津市民病院
	草津総合病院
	湖南 県立総合病院
	甲賀 公立甲賀病院
	東近江 湖東記念病院
	湖北 彦根市立病院
	湖西 高島市民病院